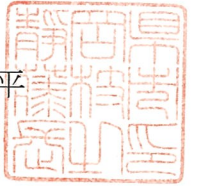


都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年3月13日

藤枝市
上記代表者 藤枝市長 北 村 正 平



- 1 都市計画の種類及び名称
志太広域都市計画地区計画 駅南地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 縦覧場所
藤枝市役所 都市建設部 都市政策課